

令和 3 年 11 月吉日

各支給認定保護者の皆様

社会福祉法人海の子福祉会

### 令和 2 年度施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和 2 年度、本園が代理受領した施設型給付費の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額」となります。

★法定代理受領とは「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から各施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

★「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 14 条第 1 項（第 50 条において準用する場合も含む）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知することとなっていますので、このたびホームページに掲載することで令和 2 年度の実績報告をするものです。（あくまで実績をご報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払等が発生するものではありません。）

ご質問などございましたら、園までお問い合わせください。